

○ 損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | 改正後 | 改正前 |
|---------------------------|-------------------|--|--|
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>2 「略」</p> | <p>（電磁的方法） 第四条の二 法第七条の二の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 「略」 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> | <p>（電磁的方法） 第四条の二 「同上」 一 「同上」 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> |
| | <p>2 「同上」</p> | | |